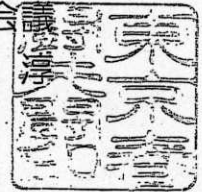


東京地方最低賃金審議会  
 会長 都留 康 殿  
 審議会委員 殿

2018年6月29日

東京春闘共闘会議  
 代表 荻原



## 2018年東京地方最低賃金審議会の全面公開と 意見聴取の実質化を求める要請書

最低賃金法の第1条は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としています。

非正規雇用で働く労働者が増加し、年収200万以下のワーキングプアと呼ばれる労働者が増え続けています。家計補助的なかつてのパート労働から、一人親として子育てに終われ、ダブルワーク、トリプルワークで働く労働者も増えています。そうした労働に余儀なくされた低廉な労働者にとり、最低賃金が与える影響は少なくありません。そうした労働者の生活を維持向上させることの必要性を痛感しています。同時に、経営基盤の弱い中小企業への有効な支援策が求められることも承知しています。

よつて、こうした課題が集中して審議される地方最低賃金審議会での率直な協議が重要であることはいうまでもありません。しかし、今日までの東京最低賃金審議会の現状は、東京労働局長からの諮問と中賃からの目安の伝達以外、すべてが非公開で行われています。

なぜ、決定された最低賃金額なのかもわからず、また、支援が必要とされる中小企業の現状や必要とされる支援策などについて審議されているのか。原則公開という中で審議および決定過程が不透明であり、密室で決められていることへの苛立ちが湧き上がっています。

法第9条は地域別最低賃金の原則は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」こととなっています。その決定に当たっては、低廉な労働者の生活の安定ならびに健康で文化的な最低限度の生活の保障を求めています。同時に2項では「事業の支払い能力を考慮して定められなければならない」としており、地域に展開する事業体である中小企業への配慮が明記されています。

第10条で都道府県労働局長は、地域別最低賃金の決定に当たっては地方最低賃金審議会に調査審議を求め、意見を聞き決定すること。第25条は専門部会で

の決定にむけた調査審議を行うこと。調査審議を行う場合、同条5項にて「厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」。最低賃金法施行規則第11条で「都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。」としています。

そして東京地方最低賃金審議会運営規定第5条3項にて会長の職務として「審議会は、会長が必用あると認めるときは、委員でない者の説明または意見を聞くことができる。」と定めています。

こうしたことから、わたしたちは毎年、審議会委員を持たない労働組合として審議会委員の公正任命を東京労働局局長に求める一方、数少ない機会としての意見聴取の開催と審議会・専門部会の全面公開を求めています。全国的にも公開審議や意見聴取を執り行う地方審議会が増えています。最もすすんでいる鳥取県では、全面公開による審議が行われています。(別紙資料参照：労働旬報社・シンポジウム/最低賃金引き上げには何が必要か)

ぜひ東京地方最低賃金審議会にて意見聴取ならびに専門部会含めた全面公開の上での審議会の開催を行うことを要請いたします。

## 記

1. 審議決定に当たり、関係労働者からの意見聴取を行うことを求めます。
2. 意見聴取に当たっては、公開で行うことを求めます。

以 上